

**神奈川県委託 平成27年度「介護職員等に対する喀痰吸引等研修事業委託」**

**第 3 号(特定の者対象) 研修 第1回** 【全課程】

【基本研修（講義・演習）、知識確認テスト、実地研修】

**募 集 要 項**

特定非営利活動法人

フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

**1. 喀痰吸引等研修の目的**

厚生労働省の療養病床の削減方針、2025 年の介護職員の 38 万人不足など、在宅医療・介護へのシフトは、ますます大きくなっていきます。医療ケアを必要とする方にとっては、療養が居宅となりその対応がますます求められています。

国においては、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 72 号）の 5 条において、「社会福祉士及び介護福祉法」（昭和 62 年法律第 30 号）の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正が行われました。

これにより、平成 24 年 4 月 1 日から介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等を前提に、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為が実施できるようになりました。

平成 27 年度介護職員等に対する喀痰吸引等研修事業は、当法人が神奈川県の委託を受けて実施いたします。このうち、ここでは第 3 号(特定の者対象)の研修(第 1 回)についてお示しします。

たんの吸引等は、介護職員にとってもサービスを受ける利用者さんにとっても「生命」にかかわる重要な行為です。「たんの吸引等研修」は、人としての尊厳にかかわる行為であることを認識していただくとともに、一人ひとりのニーズに対し、適切な知識・技能を修得することを目的としています。必要なケアをより安全かつ適切に行えるよう、介護職員等を養成していく研修です。

**2. 研修開催日 及び 研修会場**

(1) 日程:第 1 回

研修会		年 月 日	課 程	会 場
第 1 回	第 1 日	平成 2 7 年 8 月 1 6 日 (日)	講 義	横浜市健康福祉センター
	第 2 日	平成 2 7 年 8 月 2 3 日 (日)	演 習	昭和大学保健医療学部

(2) 研修会場

**第 1 日** : 横浜市健康福祉総合センター

〒. 231-8482 神奈川県横浜市中区桜木町 1-1Tel. 045-201-2060

交通アクセス : J R 桜木町駅より徒歩 2 分

**第 2 日** : 昭和大学保健医療学部 (横浜キャンパス)

〒. 226-8555 横浜市緑区十日市場町 1865 Tel. 045-985-6500

交通アクセス : J R 十日市場駅よりバス青葉台中央行き中山谷下車 徒歩 5 分

### 3. 研修日程及び内容

第3号研修[全日程] 第1回			
第1日 8/16 (日)	会場:横浜市健康福祉センター		
	時間	内容	講師
	9:30~10:40(70分)	喀痰吸引等を必要とする障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	江川文誠医師
	10:50~12:20(90分)	喀痰吸引に関する講義	田中千鶴子教授
	昼食・休憩		
	13:10~14:30(80分)	経管栄養に関する講義	田中千鶴子教授
	14:40~16:40(120分)	重度障害児・者の地域生活等に関する講義	森下浩明施設長

第3号研修[全日程] 第1回			
第2日 8/23 (日)	会場:昭和大学保健医療学部		
	時間	内容	講師
	10:00k~11:30(90分)	演習講義:喀痰吸引、気管カニューレ内吸引、経管栄養の知識・技術、実施手順の修得	田中千鶴子教授
	昼食・休憩		
	12:30~14:00(90分)	演習1. A 1. 喀痰吸引 A 2. 経管栄養	田中千鶴子教授 指導看護師
	14:15~15:45(90分)	演習2. B 1. 喀痰吸引 B 2. 経管栄養	田中千鶴子教授 指導看護師
	16:15~16:45(30分)	知識確認テスト(20問・30分)	事務局

※ 知識確認テストに合格した者は、実地研修に進む。

研修内容	研修会場	講師等
現場演習 及び 実地研修	受講生の所属する施設及び事業所等	各指導看護師

4. 募集人員： 80名

5. 受講料

第3号特定研修 受講料 1名 12,000円

※受講料には、テキスト代、資料代等の一部、及び、研修中の傷害保険料を含みます。

※支払われた受講料は、受講を中止されても返却できませんので、ご承知下さい。

## 6. 募集期間・申込方法

平成27年7月28日（火）～平成27年8月7日（金）事務局必着

・次の書類①～④を、「郵送」にて申し込んでください。

申し込み書類はフュージョンコムかながわ（当法人）のホームページからダウンロードできます。

- ① 研修受講申込書（所属用） 県障福H278 特3(1)－1 全
- ② 実地研修実施機関承諾書 県障福H278 特3(1)－2 共  
添付資料 「登録番号通知」の写し 「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」
- ③ 研修受講申込書（個人用） 県障福H278 特3(1)－3
- ④ 指導看護師調書及び指導講師承諾書 県障福H278 特3(1)－4  
添付資料 ・保有免許状の写し  
・指導者育成講習の指導者育成伝達講習修了証の写し

## 7. 申込手続きの留意点

- ・研修は貴施設・事業所を通して、申し込んでください。  
受講生は、貴施設・事業所の推薦者として受け止めます。
- ・「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の認定をまだ受けていない事業者は、「たんの吸引等研修実施体制整備チェックシート」を参考に研修を進める準備を確認してください。
- ・受講生の氏名・生年月日は「研修修了証」の発行等に使用します。住民票に則り正確に記入ください。修了証発行後の訂正や認定証申請時に県から誤記の指摘等が多々あります。結婚等で苗字が変更した方は必ず届出をしてください。

## 8. 研修課程に関する根拠法規や認定証取得の流れについて

「社会福祉士及び介護福祉法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）

社援発 1111 第1号平成23年11月11日、第2次改正社援発 0312 第24号平成25年3月12日

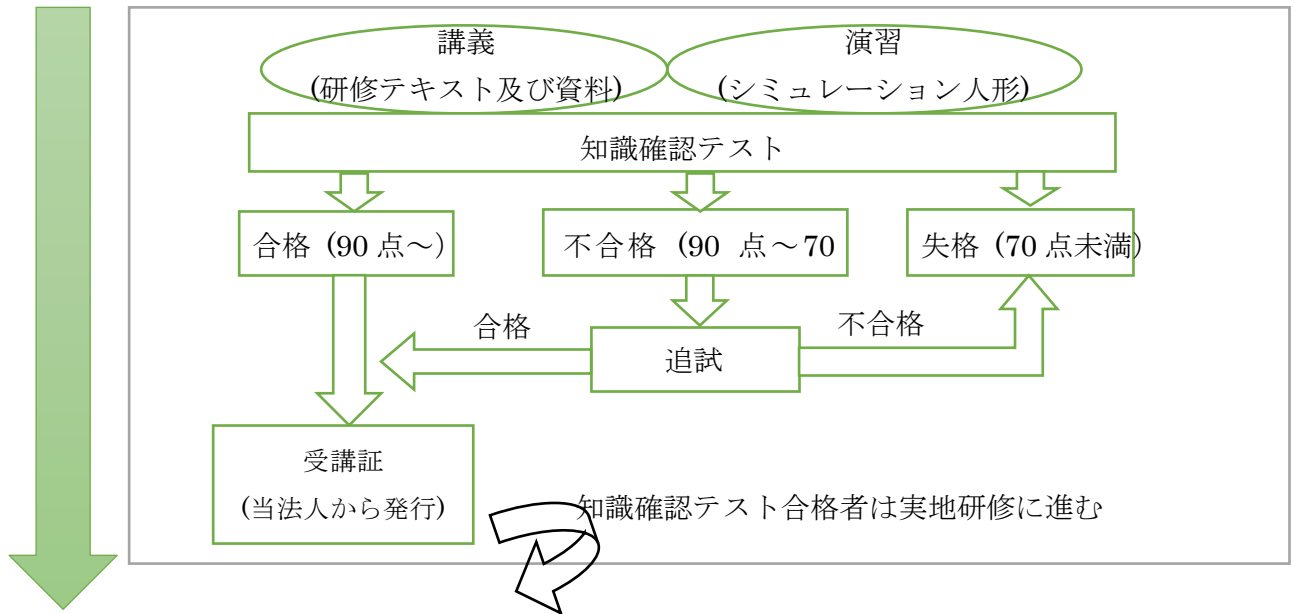
\* 「演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引等を行う場合は、当該既定の内容以上の基準に該当するものとして、同表に定める科目とは別途に行うこと。」となっています。

### (1) 研修の内容

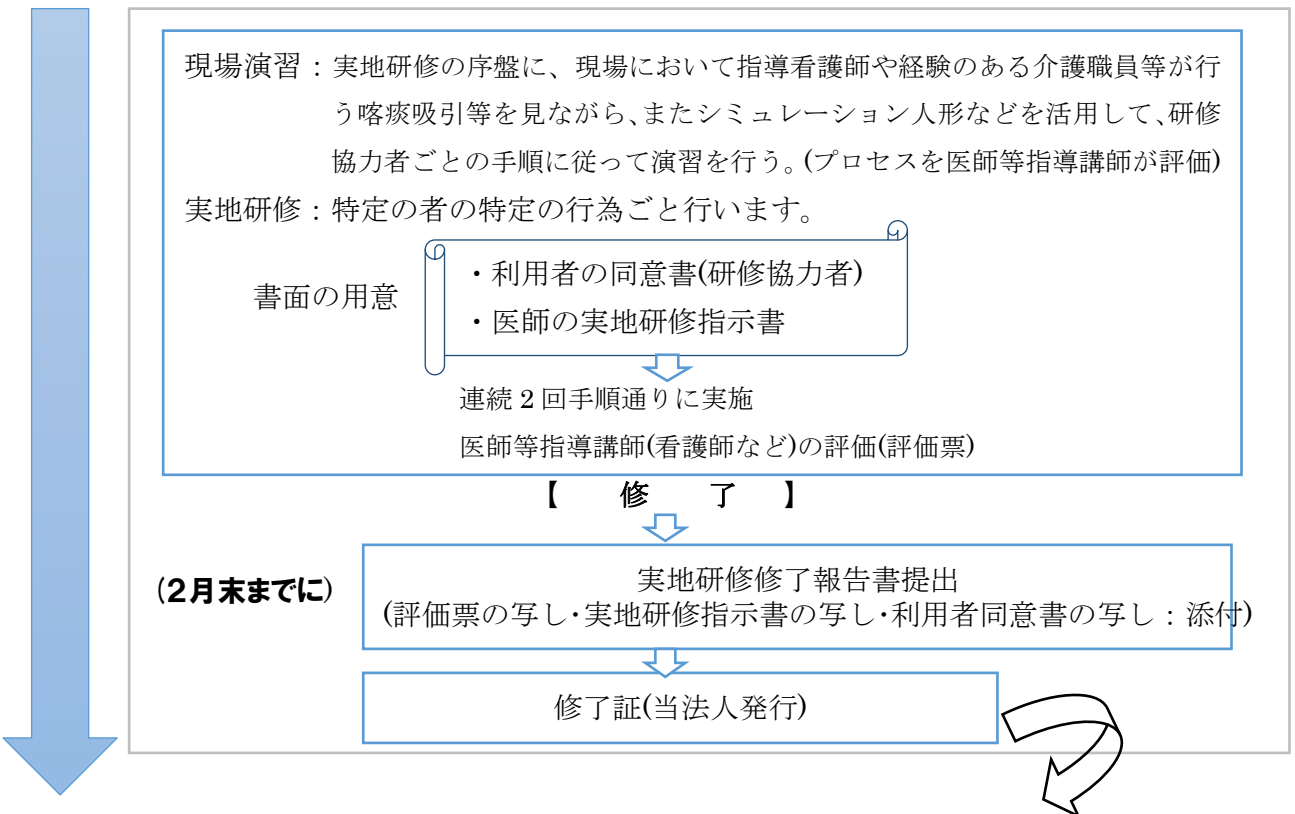
		(特定の者対象)		
		第3号研修（実地研修を重視した類型）		
		科目又は行為	時間又は回数	
1. 基本研修	① 講義	重度障害児・者の地域生活等に関する講義	2	9 H
		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6	
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義			
	② 演習	喀痰吸引等に関する演習	1	
2. 実地研修	喀痰吸引	A. 口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が取得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施	
		B. 鼻腔内の喀痰吸引		
		C. 気管カニューレ内部の喀痰吸引		
	経管栄養	D. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		
		E. 経鼻経管栄養		

## (2) 認定証取得の筋道 (「認定特定行為業務従事者認定証」)

### ① 研修(2日間) 研修場所：<横浜市健康福祉センター等・昭和大学保健医療学部>



### ② 現場演習及び実地研修 研修場所：<受講生所属各施設・事業所>(実地研修実施機関)



### ③ 認定証の申請・取得

都道府県に「認定特定行為業務従事者認定証」の申請を行う (年度内)

「認定特定行為業務従事者認定証」取得 (都道府県発行)

※年度内に認定証の申請ができない場合は、次年度『実地研修のみの「認定特定行為業務従事者認定証」既取得者等対象の第3号特定研修』(受講資格(ロ))を新たに受講することになり、料金が派生します。

### (3) 現場演習及び実地研修について(各施設・事業所の研修担当者へ)

- ① 貴施設・事業所で研修担当者を置き、責任をもって現場演習及び実施研修を進めてください。指導講師(看護師等)による「実地研修修了の認定」については15の部分を参照ください。
  - ② 実地研修の研修協力者は、受講生が日ごろ介護する利用者で健康状態等を理解し把握している方にお願ひし、その方の同意を得る必要があります。
  - ③ 医師の研修指示書・実地研修協力利用者の同意書、指導講師(看護師等)の依頼は、実地研修機関の責任において対応し、作成書類等の保管をお願いします。
- 神奈川県が進めています「喀痰吸引等研修支援事業」(指導看護師への謝礼金支給、医師への謝礼金支給等)については、インターネットで県の案内をご参照ください。  
(障害福祉情報サービスかながわ) または (介護情報サービスかながわ) をご参照ください。  
「喀痰吸引等研修支援事業の支給要領及び申請等手続に必要な書式」

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=779&topid=23>

### (4) 実地研修修了後の手続きについて

実地研修は**2月末まで**に修了し、次の書類を、当法人に郵送してください。

- ・「**実地研修修了報告書**」 県障福H278 特3(1)－5全
- ・添付資料 ① **実地研修評価票の記録(第3号特定評価票)の写し**  
② **「利用者の同意書」の写し(任意様式)**  
③ **医師の「実地研修指示書」(任意様式)**

報告書の受領後「実地研修報告書」の内容を確認し、当法人として「研修修了証」を発行し、貴施設・事業所に送付します。修了証ではたんの吸引等の行為を実施することはできません。認定証の申請が必ず必要です。

### (5) 認定証の申請

- ① 「修了証」が送付されましたら、**「認定特定行為業務従事者認定証」の申請**を都道府県に行ってください。
- ② 事業者が医行為を提供する場合には、**「登録特定行為事業者」の申請**が必要となります。ご留意ください。
- ③ 「認定特定行為業務従事者認定証」・「登録特定行為事業者」の申請手続きについては、インターネットで「障害福祉情報サービスかながわ」「介護情報サービスかながわ」→ライブラリ(書式/通知)で、調べることができます。

「障害福祉情報サービスかながわ」：<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

「介護情報サービスかながわ」：<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>

## 9. 指導講師(看護師等)による「実地研修修了の認定」について

- (1) 第3号(特定の者)研修における「実地研修」は、特定の者の特定の行為ごとに行う必要があります。実施するにあたっては、協力をお願いする利用者の同意を得る必要があります。
- (2) また協力利用者の主治医や施設・事業所の配置医師等から、実地研修について書面による指示書を用意する必要があります。
- (3) 指導講師(看護師等)は、受講生(「受講証」保持者)に対し、受講生の所属施設において、対象者(研修協力者)に対し、「現場演習」及び「実地研修」を実施します。



(4)「**現場演習**」とは、実地研修の序盤に実際に研修協力者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員等が行う喀痰吸引等を見ながら、また演習シミュレーター等を活用して、研修協力者ごとの「手順」に従って演習を実施することです。指導講師(看護師等)は、プロセスの評価を行います。

(5)「**実地研修**」は、特定の者の特定の行為ごとに行います。医師の指示等の条件の下、評価票の全項目について「受講者が修得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで」行います。喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を習得したかを、評価票により評価し、連続2回「手順どおりに実施できる」場合に、受講者の実施研修の修了を認めます。

(6)「**実地研修の実施手順**」は、「**喀痰吸引等研修実施要綱**」(※印)では、「STEP1～STEP8」の順を踏まえることとし、このうちSTEP4～STEP8は、基本研修(現場演習)及び実地研修類型区分の区分毎に「基本研修(現場演習)及び実地研修評価基準・評価票」(別添資料)を用いた評価を行うこと、なお具体的な実施手順については、以下に示す「**実施手順参考例**」を踏まえて行うこと」となっています。

「**実地研修の実施手順**」及び「**研修講師の役割分担**」「**研修受講者の実施できる範囲**」「**実地研修実施上の留意点**」「**基本研修(現場演習)及び実地研修評価基準・評価票**」については、「**喀痰吸引等研修実施要綱**」(※)(厚生労働省社援発0330第43号平成24年3月30日)によって確認し、則って進めてください。

<参照>

**別添3**「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修修得程度の審査方法について」

**別添資料**「基本研修(現場演習)及び実地研修評価基準・評価票」

(7) 実施する医行為の内容に応じた「**評価票**」を用いてください。

**評価票**は、受講者1名に対して研修協力者(利用者)1名に、必要とする医行為ごと評価してください。評価票には、現場演習における評価も記入して下さい。

(8) 受講者が修得すべき全ての行為ごとに実地研修を行い、「**実地研修評価基準・評価票**」で示す手順どおりに実施できているかを評価し、研修の修了を判定して下さい。

※ **人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合の演習・実施研修は、別途研修を行う必要があります。**特に「現場演習」は(カニューレやペットボトルで制作した簡易なシミュレーター等によって)慎重に実施したうえで、実地研修協力者に係るご指導をお願いいたします。

(9)「**実地研修評価基準・評価票**」は、国の「**喀痰吸引実施要綱**」または、「**第3号(特定の者対象)研修テキスト**」に示されてあります。

**評価票の見本**は、当法人のホームページに掲載しています。「**事業所名**」「**受講生名**」「**研修協力利用者名**」「**指導講師名**」及び「**現場演習**」の評価も記入できるように加工してあります。

(10) 別添資料 **指導講師用**【参考資料】「**2. 評価による技能修得の確認**」を参考に活用ください。「**喀痰吸引等研修実施要綱**」(厚生労働省)からの抜粋です。

(11) 厚生労働省HPから「**指導者マニュアル**」及び「**研修用テキスト**」は、ダウンロードできます。また、「**介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)の研修カリキュラム**」を【**動画**】で見することもできます。

手順：①福祉・介護障害福祉 ②政策分野関連情報

③平成24年度痰客吸引等指導者講習事業(第三号研修指導者分)資料

④介護職員等による喀痰吸引等の実施のための状態別、疾患別に配慮した研修テキスト

(第三号研修 (特定の者対象))

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/kaigosyokuin/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigosyokuin/)

## 10. 個人情報の取り扱いについて

申込時に頂きました個人情報は、本研修事業の資料として厳重に管理いたします。このほか、「修了証」の発行に使用するほか、登録研修機関として神奈川県に提出する報告書等に使用します。目的以外に使用はいたしません。

## 11. 実地研修指導講師について

実地研修指導講師については、「改正省令や施行通知」(※)では、「指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましいこと。」となっています。

「指導者育成(伝達講習)」(指導看護師等)を受けていない方は、事前に当法人が開催します「喀痰吸引等指導看護師研修会」(第一号・二号不特定研修及び第三号特定研修の別なし)を受講ください。詳細は平成27年度「**喀痰吸引等指導看護師育成研修会**」の募集要項をご覧ください。当法人のホームページに掲載してあります。

## 12. その他:不明な点は、**質問票**等によりお問い合わせください。

質問票用紙は、当法人のホームページのこの研修案内欄に掲載してあります。

以 上

事務局:担当・成田、山田、松田

特定非営利活動法人

フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

〒221-0844 神奈川県横浜市神奈川区沢渡4番2 神奈川県福祉会館内

TEL. 045-311-8742. Fax. 045-324-8985

Eメール: [jimukyoku@kenshikyoku.jp](mailto:jimukyoku@kenshikyoku.jp)